

会議録

会議名 令和５年度第４回郡山市公文書等の管理に係る懇談会
日 時 令和５年１１月２０日（月）１５：３０～１７：００
場 所 郡山市役所西庁舎５階 ５－１－１会議室
出席者 石田 宏壽委員（座長）、大河 峯夫委員（座長代理）、
梅原 康嗣委員、白石 烈委員、徳竹 剛委員
（オンライン参加）白井 哲哉委員
事務局 総務部 部長 宗方 成利
〃 部次長兼総務法務課長 山内 憲
総務法務課 課長補佐 佐藤 友洋
〃 主任主査兼文書係長 早川 裕子
〃 文書係 主任 橋本 浩光、主査 橋本 佑也、西間木 勇吾
文化スポーツ部
文化振興課 課長補佐 上石 伸弥
〃 （仮称）歴史情報・公文書館設置準備室 室長 嶋根 裕一
〃 主任 佐藤 泰之、国分 俊徹、主査 渡邊 裕太

- 次第 １ 開会
２ 報告
第３回懇談会の質問回答表 （資料１）
３ 議事
（１）郡山市公文書管理条例（案）について （資料２～４）
（２）展示計画の概要について （資料５）
４ 閉会

司会 定刻となりましたので、ただ今から令和５年度第４回郡山市公文書等の管理に係る懇談会を開催いたします。それでは次第に従いまして２の報告に入ります。第３回懇談会の質問回答表について事務局報告をお願いします。

事務局 【説明】 資料１ 第３回懇談会の質問回答表

司会 ただいまの報告について、委員の皆様から何かございますか。
質問がありませんので、次第に従いまして議事に入ります。
座長の石田様、議事の進行をお願いします。

石田座長 それでは（１）郡山市公文書管理条例（案）について事務局説明をお願いします。

事務局 【説明】 資料２ 郡山市公文書管理条例（案）

資料3 条例（案）パブリックコメント実施の結果

資料4 補足資料

石田座長 今までこれだけのことを審議してきましたが、今回変更になったところありますか。

事務局 今までと内容が違うことはありません。ただし、郡山市公文書等の管理指針では行政不服審査の手続き等を入れていませんでした。情報公開条例と同じような形で行うようになるため、それを設けています。

石田座長 委員の方ご意見ありませんか。

白石委員 第11条第4項で、特定歴史公文書等の目録を作成し公表しなければならないとしています。なぜかという、第12条で、利用請求は目録の記録に従い請求をするので、目録を郡山市の方で公表しておかなければいけないという関係になっています。この場合、目録の公表は、インターネット上に検索ページを作成し、だれでも見られるよう公表するというのがメインになるかと思いますが、そのほかに紙媒体の目録を毎年度付け足していくとか、紙媒体では分厚くなってしまっているので、ネット検索が良いとなれば閲覧室に検索用の端末を置いておく必要も出るでしょう。そのあたりの開館に向けたシミュレーションの話になってしまいましたが、目録の公表等についてどのように想定していますか。

事務局 インターネットでの公表が市民の方に対し一番メリットがあると考えています。検索・公開用のシステムの導入を検討しており、閲覧室では端末やタブレットで検索できるような形で考えています。

白石委員 現在の情報公開請求は、例えば、郡山市の何々に関する文書のように、ものすごく抽象的な請求が可能になっています。しかし、特定歴史公文書等の閲覧の場合は、あくまで目録に掲載している簿冊のみ請求を受付ければいいことになるので、その点は利用者にとっても文書が特定しやすいし、職員の負担という意味でも、合理的なことになると思います。この目録の精度が、1つのポイントになってくると思います。

事務局 白石委員のおっしゃるとおり、情報公開では目録がなく、文書を特定しようがない状態のため、関係する文書一式というような請求方法になっていますので、目録により請求の際は必要なものが絞り込まれると思います。

梅原委員 実際に特定歴史公文書等の公開作業は歴公館がされると思います。そうすると歴史公文書だけではなくて、その他の所蔵資料の目録みたいなもの、いわゆる博物館や図書館で行う検索とか色々あると思いますが、このあたりの構想、整備は進んでいるということでしょうか。

事務局 所蔵資料も資料閲覧室で検索できるような形で整備を進めています。

梅原委員 インターネットでも検索できるようになりますか。

事務局 はい。

大河委員 今行っている公文書の運用は、市役所にある現用文書の管理についてか、歴公館で利用するときに適用される文書管理なのか区別はありますか。

事務局 条例は現用文書に当たる文書の作成から始まっており、特定歴史公文書になったものが歴公館での状態です。今回の条例は現用、非現用の両方について規定されます。歴公館の建物については別に設置条例を作成しますので、公文書管理条例はソフト部分の公文書の管理の仕方全般ということです。

大河委員 第12条の第1号に該当する場合は利用が制限されるとあります。以前、桑野村の起こりについて研究する団体があり、そのメンバーに言われたことがあります。研究のため資料を取り寄せたところ、個人に関する部分がほとんど黒塗りになっていた。その資料は大正2年の郡長の桑野村への視察に関するもので、町会議員や組長等のその地の主だった人を集めるという内容であったが、人名が黒塗りであった。そのほかに桑野村以外の地主や事務所の名前、他の村人の土地の管理状況等のリストがあり、貴重な資料である。そういった資料から安積開拓の流れがわかるが、所有者が黒塗りでは当時の歴史がわからない。情報公開制度により個人情報情報を黒塗りして回答された。現在は、黒塗りが必要だが、100年くらい前の歴史資料として請求されたとする、人物が出てこない歴史というものはないため、黒塗りされると歴史資料にならない。

事務局 特定歴史公文書等では、時の経過という考え方が入ります。例に出された今までの現用文書の情報公開制度では、現用文書の考え方に沿って厳密に回答をしていました。今回の条例の策定によって、特定歴史公文書等になれば、時の経過を踏まえて、情報公開では黒塗りだったものでも閲覧できるものがでてきます。研究者の方が閲覧したが全部見られなかったということはなくなっていくと考えています。

大河委員 歴史資料館で資料閲覧を見ていると、今回の場合は情報公開という形で閲覧させたのかなという。

事務局 制度がまだない時期ですからそのやり方しかなかったのかと思います。例えば坂本龍馬など歴史上の人物の個人情報情報を今更隠してもしようがないというのが時の経過です。

大河委員 第25条について、歴公館に移管した文書について第12条第5項第1号の規定

は適用しないとはどういう意味ですか。

事務局 例えば区画整理課などが所有していた文書を移管し、その後、業務を遂行するために移管した文書を閲覧したいという場合には、当然元々所有していたものですから、閲覧制限を設けなくて問題ないという除外規定になっています。

白石委員 第 28 条の利用等規則については、公文書館機能を持ったこの施設の運用に当たって一番肝になる部分だと思いますが、今回このような複合館でこういった形で制定するのか。制定スケジュールについて確認させてください。

事務局 文化振興課で歴公館の設置条例及び施行規則を検討しており、合わせて利用等規則についても検討しています。複合館は、博物館資料と特定歴史公文書という性質が違うものが共存するため、利用や保存の仕方について同じ複合館である三重県と尼崎市を先進事例として参考にして検討中です。今年度歴公館の設置条例を制定し、次年度規則を制定予定です。

白石委員 歴公館全体の設置条例の中で、公文書館機能の部分の利用等規則が入るのか、別に定めるのか、検討次第でしょうが、歴公館の設置条例で説明する形になるのでしょうか。

事務局 先進事例の三重県と尼崎市が館の設置条例施行規則と特定歴史的公文書の利用等規則を別々に定めていますので、それに倣い別々に作る予定です。

石田座長 第 21 条の文言で審理員とあるのはなんですか。

事務局 これは行政不服審査法で規定がありまして、通常の審査請求ですと審理員に不服申し立ての案件を見てもらいますが、情報公開等の特殊な分野では、そういった手続きを行わず、先ほどの委員会だけでよいという規定になっています。今もそういった法律の手続きは行っています。本市でも審理員担当というのがおり、案件によっては審理員に確認していただく。行政不服審査法が前提になっていまして他条例もこのような作りになっています。この条例は、そういった手続きをしなくていいという規定になっています。

白井委員 第 5 章の第 40 条及び 41 条について、出資法人と指定管理者についての文書管理がそれぞれ条文として規定されて、それぞれの保有する文書の適正管理に関して必要な措置を講ずるよう努めるものとするということで、努力義務を課しているというのは大事なところだと思います。国であれば法人文書という形で別に出しているところを市町村ではこのようになるのだと思い拝見していました。

伺いたいのが、第 38 条の研修というのがあり、実施機関の職員に対し研修を行うものとなっていますが、これらの努力義務を課せられている出資法人

や指定管理者に対してはこのままの規定では市が実施する研修には参加できないように読めるのですが、この辺りはどうお考えになっていますか。このような人たちは、自分たちで研修を行うようにというのは、それはそうなのですが、努力義務の実行を手助けするような考えになるか。また研修とは別の話と考えるのかいかがでしょうか。

事務局 研修に関しては、条例の規定上は出資法人等に参加義務を課していないのですが、研修に参加希望があればご協力できる形で進めたいとは思っています。参加義務を課していないため、参加を勧める、案内するといった形で協力できればと思っています。

白井委員 実施機関の職員に対しては研修に出ることを義務化しているけど、この条文の限りでは出資法人等は努力義務になるので、第 38 条にその辺のことを盛り込むのは難しい。実際は第 40 条、第 41 条に関係する法人等についても研修には声をかけて出られるようにすると、そういうことでよろしいですね。

事務局 そのとおりです。あくまで実施機関は市の教育委員会とかそういったものですので、指定管理者は実施機関には含めていませんのでそのように整理しています。

白井委員 その辺りは具体的な決まりを決めていくときに忘れないようにしていただければと思います。

梅原委員 第 13 条の本人情報の取扱いで、死者の個人情報の取扱いについて確認したいことは、すでに今運用している既存の情報公開条例と整合性が取れるような形で今回は公文書管理条例の方でもその内容を入れたということを理解したところでは。個人情報保護法では代理人が入っているのですが、特定歴史公文書の場合、現行法では代理人がない。そのため利用者の範囲が狭くなっていて、現用文書の段階と非現用文書の段階で差がでているので将来どこかで見直ししないといけないと思っているところなので、今回第 2 項第 1 号に、これを入れていただいたことを評価したいと思っています。相続人等なら委員会にも聞かなくても公開しますと。第 2 号のそれより難しい場合、どんな場合を想定されているのかがわからなかったので参考に教えていただきたい。

事務局 情報公開条例にある、その他実施機関が当該死者との関係においてこれらの項目と同様の関係を認めるものが、それなのですが、情報公開条例でもこの一文を入れていますが、具体的に使用した例はありません。仮に客観的に見てこれは公開を許可してもよいというものが出てきた時に委員会に諮ることで見せられるというような制度にしたいということで同じような考えで公文書の方にも入れています。

梅原委員 情報公開条例の第2項のアンダーラインを引いている部分まで全部さして相続人というのですよね。公文書管理条例の第13条第2項第1号で相続人等だから入っていると思います。そこからはみ出す人が現用文書でなければあまり考え難いです。さらにここを増やしているのです。どういう人が該当するのか想像がつかない。ここを現実に実例がないというのであれば、委員会の意見を聞くことになっているため、委員会の役割が1つ増えていると思います。

事務局 今のようなケースを想定していたのですが、完全にはないとなればあまり規定するのがふさわしくないので、再度調べて、場合によっては削除を検討したいと思います。

梅原委員 例えば条例の作りとしては、ここに書かないとしても他に委員会に相談しなければいけない重要事項というのがあり、そういった場合にはそこに入るといったように、そこはやり方だと思いますが、相続人等ではすまない、より広く利用させようとする場合の考え方は最後もう一度整理していただきたい。

事務局 権利関係といいますか続柄など特殊なものがあるかもしれないということで、現状の情報公開条例がこのような規定を持っているので同じような規定が必要という趣旨で入れていました。今の話をまとめると、相続人等という部分にすべて含まれているので第2号の規定がなくても第1号の規定のみで拾えるということだと思いますので、内容を検討させていただきたいと思います。

石田座長 (2)の展示計画の概要について事務局説明をお願いします。

事務局 【説明】資料5(仮称)歴史情報・公文書館展示内容

大河委員 多目的ルームとありますが、何人くらい入るスペースですか。

事務局 小学校の教室くらいのスペースで30人から40人まで座れるくらいです。

石田座長 以前に資料の搬入についての流れを確認しましたが、あれは大丈夫ですか。

事務局 おさらいしますと、資料は地下の収蔵庫にあり、そこから資料閲覧室までの動線について今年度の第1回懇談会で話題に出ました。ゾーニング図をご覧ください。地下の収蔵庫から企画展示室横のエレベーターで1階へ移動させ、そこからまっすぐ資料閲覧室に搬入し、閲覧していただくことを想定しています。エレベーターから閲覧室までにオープンスペースの一角の通路と交わる部分がありますが、一般の常設展示室や企画展示室を通るエリアと別なエリアになっているため、大勢の人が進入するゾーンではないので、資料の移動について問題はないと考えています。

白井委員 今回の話はしょうがないことだと思いますが、できるだけ一般の方々と交わるような動線では資料を運ばないように努力いただきたいと思います。

別の話になりますが、閲覧室のイメージ画像について、壁面が天井まで書架が並んでいるのが気になります。これはイメージ図なのか、この内装で進んでいるのか伺いたいです。

石田座長 書架が天井までであると何が悪いのですか。

白井委員 地震の際に本が降ってきます。一般に公文書館施設は割と腰ぐらいまでの低い書架に参考図書を置くことが多いです。イメージ画像としてはわかりますが、実際のところ上の方の本は取らないでし、閲覧室のレイアウトについて円滑かつ安全に資料の閲覧ができる空間としてどのように考えているかお聞きしたい。

石田座長 地震で落ちないようにゴムバンド等で抑えることが必要ですか。

白井委員 収蔵庫はそのような処理が必要です。問題はこの開架の一般利用する部分です。低い高さの書架だとそこまでは必要はないです。

事務局 地震等の対策について、現時点では具体的な手法は考えていませんでした。施設の希望としては書棚を多くとりたいと考えており、この図自体はイメージですが、すでに展示の制作の委託契約も済んでいて、このイメージベースで費用を算出しています。今指摘を受けました棚の配置や地震対策というところは、制作を進めている段階ですので設備を整える中で検討していきます。

白井委員 ぜひ具体的に考えていただいたほうがいいと思います。

梅原委員 展示シナリオがありまして、赤はレプリカを想定、青は歴史公文書を展示するとしています。先ほどの条例で行くと、市長が現に利用しているときという条文で適用するのだろうかと思っています。展示して生のものを見ていただくのはいい機会だと思っていますが、これはレプリカではないというふうに読めますが、一年中展示するとなると心配だと思いました。また、開き方とか置き方によっては表紙しか見えないとか中身が見られないということがあります。資料の中身を見たいが、来館しても見られないということでも困るのではないかと思います。保存の面からも年中出しっぱなしはどうかという点がある。一般の利用が妨げられる期間も出てしまうので、レプリカを展示するか、資料を期間で入れ替えていくのか。現物の展示もしてほしいですが、保存と利用のバランスをどのように考えているのか気になりました。

石田座長 国の公文書館でも期間を決めて本物を展示しています。日本国憲法の原本をみた時はとても驚きました。常に置くというのは保存としては難しいかもしれな

い。でも全部レプリカともいえないからどうですかね。

事務局 保存について、歴史公文書は、特に昭和の文書は劣化が進みやすく、保存に配慮が必要だと感じています。現時点でレプリカ作成の予定はないため、基本は原文を展示し、入れ替え等で保存について配慮したいと考えています。一般利用について、特に市政施行については 100 周年ということもあり、見ていただきたい文書がたくさんあります。マスキングの問題もありますが、なるべく多くの資料をデジタル化して公開していきたいと思っています。現時点では物の状態をみながら展示できるものを展示し、難しいものはデジタル化して見ていただくことを検討しています。歴史公文書については、ページをめくっていかないと同じページでは展示できる場所が限られるので、デジタルで多くのページを見られるようにするほうが資料を知っていただくという意味ではいいと思っています。展示設計の懇談会を行っており、大河委員と徳竹委員にも参加していただいておりますが、展示内容についてはこれから検討していきます。

白石委員 現段階で、資料閲覧室で一般の利用者が閲覧できる資料では特定歴史公文書等、歴史資料、江戸時代の文書等が想定されると思います。基本的に紙媒体や写真媒体の平面的なものかと思いますが、例えば考古学資料の遺物や民俗資料の物資料というものは、原則として個人の利用に供するのではなく、博物館の展示ケースで見てもらうような住み分けのイメージでよろしいですか。

事務局 博物館資料の情報については収蔵品管理システムを使いインターネット上で公開し、市民が見られる状態にしていく。考古資料も民俗資料も閲覧の利用申請が出されることも想定される。今後詰めていく必要がありますが、考古資料、民俗資料含めてすべての資料が利用できるようにすることが望ましいと考えています。一方で、閲覧室は広さが限られるので、資料整理室等も使いながら、特に考古資料の研究者は大学の先生等の閲覧申請が見込まれるので、運用を見越して、どの資料も閲覧できるようにはしたいとは考えています。部屋の状況や申請に応じて柔軟に対応していきたい。

白石委員 1つの部屋ですべて賄えるわけではないでしょうから、特に物資料の閲覧は事前に相談してもらうとか日程調整したうえで対応していただければいいと思います。

他には、閲覧室の机の形状であるとか、例えば安積開拓時の大きな図面が見たいという人が 1 人使用するとテーブルは埋まってしまうでしょうし、古文書や特定歴史的公文書等は閲覧根拠となる条例・規則が違う資料ですが、同じ部屋で一般利用者が席を並べてみるわけですから、資料の取り扱いの差が出てしまうと、市民の理解を得ることが難しいと思います。なるべく統一ルールの中で利用しやすいということが必要になってくるかと思いますが開館までに詰めていただければと思います。

徳竹委員 パブリックコメントについて、資料3人目の方は、①町内会の総会資料や②公民館の使用量免除時に提出する団体の総会資料等を追加してほしいというご意見があつて、回答としては①は公文書に当たらない、②は公文書に当たる可能性があるとしていますが、この回答は公開になりますか。

事務局 公開になります。

徳竹委員 この方の意見というのが、①の資料が市民の歴史を示しているので重要なものではないかという意見なので、それを残す手立てを考えてもらえませんかというのが本当の趣旨ではないかと思います。①のほうは公文書の考え方に当てはまりませんという回答ですので、残してもらいたいという意向への答えにはなっていないと思いました。自治会の総会資料は当然、自治会で持ち続けていただくということがあると思いますけど、町内会・自治会の中にはそれが継続していけなかったり、残すというのが難しかったりがあつて、歴史資料館のようなところに寄贈したいということもあるのではないかなと思います。歴公館では自治会で持ちきれないようなものも受け入れていく機能を持つことになると思いますので、その辺の相談への回答ができるような答えの方がよかったのではないかなと思いました。こういったものの取り扱いについてお伺いしたいです。

事務局 資料の寄付等の相談についても回答に入れるべきだったかもしれませんが、今回は原則論で回答をさせていただきました。

白井委員 今の話の参考ですが、双葉町では区長が持ち回りにしているような行政区の資料を集めていて、明治の後半から今につながるようなものがでてきている。神奈川県寒川町の寒川町文書館では全部ではないが、系統的に自治会の資料を残しているものを歴史資料として江戸時代の古文書の延長のような形で受け入れており、閲覧も行っている。全部集めるというのではないかもしれませんが、今の事務局の回答のように、相談にくるようなものは地域の歴史資料の受け入れとして行うというのは方針として持っていてよいと思います。

梅原委員 パブリックコメントの3番の方の望みは1つの考え方としてはある。ここで書いていただいているのは管理条例のパブコメとしては回答が難しいだろうと感じました。2番のように今から決められるのであればそれは1つの方法なのですが、1つの資料の中の一部分でしかないので、そういうものを特出ししてやるのは難しいかなと思います。選別基準の問題は課題として残るので検討してもらふようになりますが、歴公館の寄贈寄託、地域からどういった資料を集めるかそういった部分の問題として検討はしてもらいたい。パブコメとしてはもう少し回答の工夫の余地はあったかと思うが、条例案としては難しいのかなと思いました。

事務局 今の段階でそこまでは決められませんでしたのでこういった回答となった経過

があります。個別にこのような方の寄贈の申し出等は相談させていくような方向性で考えていきます。

大河委員 交流エリアの地域ギャラリーの利用について説明してもらいたい。

事務局 資料2 ページ左側緑色の囲みで交流エリア、一番下が地域ギャラリーとなっていますが、このエリアにはデジタルサイネージ(電光掲示)のモニターが3つと大きなモニター1つで、開館までにデジタル映像を作成し、郡山市の各種情報、各地域の歴史的な行事を紹介するようにし、市の最新の情報やイベント情報も含めて紹介していきたいと考えています。展示台に伝統行事などの資料の展示を行い、施設の顔のような部分として活用を考えています。

石田座長 長時間になりましたが、ご意見ありがとうございました。

司会 本日最後の懇談会となりますので委員の方から一言いただければと思います。

大河委員 地元ということで参加いたしました。今回の歴公館の設立には大変期待しています。私自身も勉強になりました。公文書の管理条例を進めてきてより良いものができてきていると感じました。

梅原委員 歴公館の設置検討の途中から参加させてもらっていますので、最初の皆様の熱い思いは感じており、最後もそこに戻ったなと思って聞いておりました。いい条例案ができたと思います。そうはいつでも、日ごろの文書管理をやっていないと良い資料ができてきませんので、紙の媒体中心の話が多かったですが、郡山市は電子公文書の決裁等も行っていますので、電子公文書の検討と実務も進めていただければと思います。

白井委員 いろんなご縁があり、多少なりともお役に立てていればと思います。こちらも勉強になりました。歴公館の活動そのものと、歴史公文書の管理、閲覧提供が順調に進むことを祈っております。

白石委員 私も歴公館検討の途中から参加させていただいたと思いますが、個人的にも福島県の生まれですので、郡山市は福島県の自治体の中では最初、東北の事例でも早い事例としてカウントされますので、その審議過程に参加させていただき自分としてもありがたいと思います。準備の過程で視察に行かれたり条例案を検討したり大変な苦勞させたと思いますが、開館すると、他の自治体から先進自治体として問い合わせされる立場になりますので、公文書管理の日々の運用と利用を蓄積していくことでより円滑で良い制度になっていきますので、日々の歩みを大切にしながらいい制度にしていいただければと思います。

徳竹委員 この懇談会からの参加でして、公文書の管理の実務は少しだけかじっただけな

ので、歴史資料の利用者の側として参加していたつもりでしたが、非常に勉強になりましたし、これから実際軌道にのっていくまで苦労があるかと思いますが、利用者の立場からすれば沢山の歴史資料が使えるよう整理していただければと思います。

石田委員 最初から8年も関わらせていただきました。最初は震災で歴史資料や建物をどう保存していくか。郡山の施設も古くなってきて、湖南や喜久田の公民館にもたくさん書類がありまして、ハブ化ということを意識しながら、それぞれの地域に残る文書をつなぐといいと思っていました。公文書についても震災を潜り抜けてきた重要な文書を残していけないといけないと思いました。今回まとまってきて、展示の方針もでてきて、いろんな先生方のアドバイスご意見によりまして良いものができてきたと思いました。大変お世話になりました。

司会 委員の皆様ありがとうございました。事務局を代表しまして総務部長の宗方からご挨拶を申し上げます。

事務局 今日が最後の懇談会となりましたが、これを最後とは言わず、まだまだ歴公館開館前ですので、これから生まれる館を見守っていただくとともに、これからもご支援ご意見をいただければありがたいと思います。歴史資料保存整備検討委員会からはじまり、公文書の管理に関する懇談会まで、貴重なご意見に感謝を申し上げます。

繰り返しになりますが、これからもみなさまのお力添えが必要になると思いますので、今後も引き続きお力をお貸しいただければと思います。懇談会は終わりとなりますが、皆様とのご縁を大切にしながら、市民から愛される歴公館にしていければと思います。郡山市は宿場町で、よく城下町と比べられますが、郡山市はこういった歴史や遺跡がありますよと歴公館に来て味わっていただけるような館にしていきたいと考えております。これからもよろしくお願いします。ありがとうございました。

司会 以上を持ちまして終了となります。ありがとうございました。